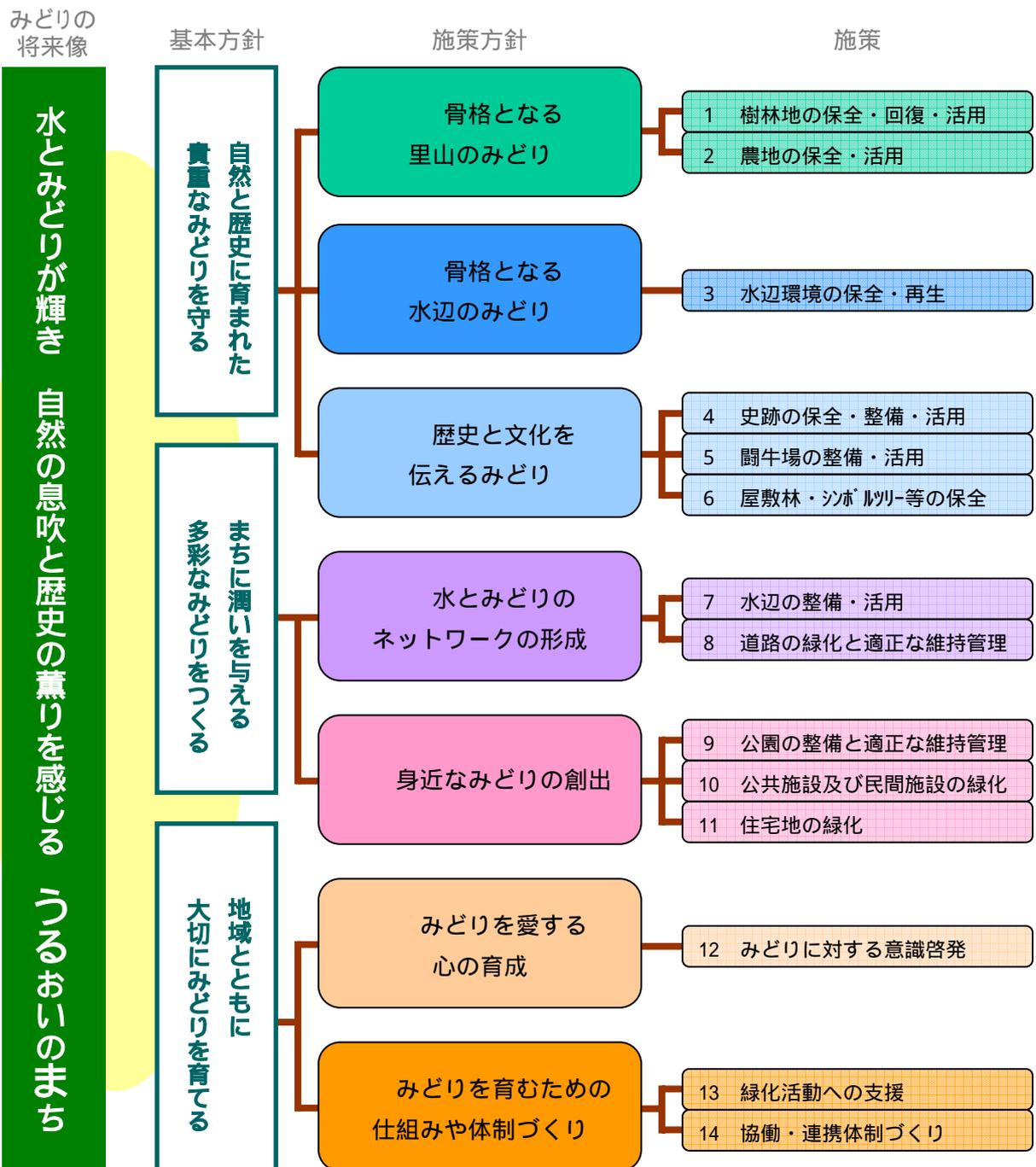


4章．みどりに関する施策

(1) 施策の体系



(2) 施策の展開

基本方針 自然と歴史に育まれた貴重なみどりを守る

【施策方針 骨格となる里山のみどり】

施策1 樹林地の保全・回復・活用

- ・保安林・地域森林計画対象民有林の維持を図る。
- ・骨格を形成する斜面緑地や市街地の緑地について、都市緑地法による制度（緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等）の活用や風致地区の新規指定を検討する。
- ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等の法規制を徹底するとともに、それらの区域において裸地化している斜面地への緑化を進める。
- ・樹林地に囲まれているダムについては、周辺緑地と水面の環境保全を図る。
- ・枯損が著しいリュウキュウマツに関しては、松くい虫¹対策等を講じる。
- ・樹林地の保全に関しては、県や周辺市町村との広域的な連携・調整を図る。
- ・少年自然の家や市民の森公園等は自然観察や登山等の自然体験ができるレクリエーションの場として整備・活用を進める。
- ・良好な景色が見渡せる高台には、遊歩道や展望台等を整備し、健康増進や自然とのふれあいの場、さらに眺望点としての活用を図る。

¹ 松くい虫：森林害虫である「マツノマダラカミキリ」により媒介される「マツノザイセンチュウ」が引き起こす急激なマツ枯れのことで、正式名は「マツ材線虫病」。

施策2 農地の保全・活用

- ・優良農地については、営農施設等の整備と併せた保全を図る。
- ・郊外や島しょ地域に広がる農地は、周辺環境と調和の取れた田園風景の維持・創出に努める。
- ・遊休農地については、グリーンツーリズム（農業体験）の場等の活用を図るとともに、その担い手育成にも取り組む。
- ・市民ふれあい農園は、所有者の協力を得ながら既存農園の継続を図るとともに、市民ニーズに対応した新たな農園設置に努める。



【施策方針 骨格となる水辺のみどり】

施策3 水辺環境の保全・再生

- ・良好な水辺環境の維持のため、河川や海への生活雑排水や赤土の流出による水質汚濁を防ぐとともに、地域住民との協働による清掃活動や緑化活動に取り組み、水質浄化や環境美化、生態系の保全・回復を図る。
- ・河川及び海の環境保全に関しては、県や周辺市町村との広域的な連携・調整を図る。
- ・河川敷及び海岸に生育する防風・防潮林は保全を基本とし、地域の実情に合わせた管理・育成を図る。
- ・勝連城跡の北側にある沼地は、飛来する水鳥等の調査を行い、世界遺産である勝連城跡と一体的に整備・活用を図る。

【施策方針 歴史と文化を伝えるみどり】

施策4 史跡の保全・整備・活用

- ・緑地と一体的になっているグスク・御嶽・井泉・拝所等の歴史文化資源については、周辺環境と調和した整備と適切な維持管理により、地域資源として保全・活用を図る。史跡の整備にあたっては、歴史的な物語性等を考慮するとともに、自生種を中心に植栽する。
- ・世界遺産である勝連城跡については、文化財として指定された範囲の土地の買収や城郭内の保存復元と併せて周辺を含めた環境保全・整備を図り、景観資源や交流拠点としての有効活用を図る。

施策5 闘牛場の整備・活用

- ・集落にある闘牛場は、農村伝統文化の場としての深い味わいを守りつつ周辺環境と調和した整備を図り、観光資源として活用を推進する。
- ・石川多目的ドームや安慶名闘牛場は年間を通して大きな闘牛大会が行われることから、市内外の闘牛ファンの交流の場として整備・活用を図る。

施策6 屋敷林・シンボルツリー等の保全

- ・屋敷林や集落背後林、シンボルツリー等、地域の顔となる樹木・樹林の保全を図るため、保存樹制度を確立し活用するとともに、景観施策と連携し景観重要樹木¹の指定につい



て検討する。また、地域の協働により保存樹が維持管理できるような制度を検討する。

- ・特に地域の歴史と深い関わりのある樹木・樹林地については、案内板や標識等の整備を推進する。
- ・地域の協力のもと、枯死等により消滅した地域のシンボリックな樹木・樹林地等の復元に努める。

1 景観重要樹木：景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木のこと。

基本方針 まちに潤いを与える多彩なみどりをつくる

【施策方針 水とみどりのネットワークの形成】

施策7 水辺の整備・活用

- ・河川及び海岸の整備については、安全性の確保や景観形成、自然環境や生態系等に配慮したビオトープ¹づくり、緑陰や彩りのある遊歩道及び親水空間の整備等、多様性を活かしたウォーターフロントづくりを進め、活用を図る。また、必要に応じ県や周辺市町村との広域的な連携・調整を図る。
- ・河川及び海浜はカヌー等のレクリエーションの場として、周辺環境との調和の取れた整備・活用を図る。
- ・景観形成上重要な河川・海岸については、景観施策と連携し景観重要公共施設²としての位置づけを検討し、積極的な緑化を進める。
- ・天願川や石川川等の河川敷では、地域住民による緑化活動が盛んに行われており、それらを地域資源として、花祭り等のイベントを地域住民とともに作り上げる。

1 ビオトープ(Biotop): bio(バイオ:生命)とtopos(トポス:場所)の合成語で「生物の生育空間」という意味。ドイツ連邦自然保護局では「有機的に結びついた生物群。すなわち生物社会(一定の組み合わせの種によって構成される生物群集)の生息空間」と位置づけている。

2 景観重要公共施設:景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)のこと。

施策8 道路の緑化と適切な維持管理

- ・道路の植栽帯は、安全性や快適性等に考慮するとともに、みどりのネットワークとして連続性と多様性のある整備を図る。また、みどりのトンネルや並木道等、特色ある街路



樹づくりに取り組む。

- ・道路整備・改良にあたっては、周辺の自然環境に配慮し、歩道や中央分離帯等の魅力的な植栽帯づくりを進める。
- ・幅員が狭く植栽帯の確保が困難な道路については、接道部緑化やプランター設置等、道路特性に応じた緑化空間の確保に努める。
- ・景観形成上重要な道路については、景観施策と連携し景観重要公共施設としての位置づけを検討し、積極的な緑化を進める。
- ・安全性や快適性等に配慮した植栽帯管理を行うとともに、街路樹の選定にあたっては、地域住民や専門家等で組織する（仮称）樹種選定検討委員会を立ち上げ、各種事業等において相応しい樹種を選定する。
- ・ボランティア団体や民間活力の活用等により、定期的な道路の植栽帯の維持管理を行う。また、台風通過後等は必要に応じて臨時的な点検を行う。
- ・市民協働による道路緑化、沿道緑化及び環境美化を進めるため、地域住民や事業者等が道路の植栽帯の維持管理に参加できる道路愛護団体登録制度¹やアダプトプログラム（里親制度）等を創設し活用を図る。
- ・道路の植栽帯の維持管理によって発生する刈草や落ち葉、剪定枝については、堆肥化等の「みどりのリサイクル」を図る。
- ・国道・県道に関しては、道路管理者である国や県との連携・調整を図る。

¹ 愛護団体登録制度：河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園等の清掃・美化活動に取り組む団体を愛護団体として登録し、行政が登録団体の活動に対し支援を行う制度のこと。

【施策方針 身近なみどりの創出】

施策9 公園の整備と適切な維持管理

- ・公園整備の計画において市民参加が図られるよう、公園づくりワークショップ等を行う。
- ・事業者等が所有する大規模低未利用地等を公園として活用できる借地公園制度¹等の手法により、公園用地の確保を推進する。
- ・既存公園及び新規公園の整備・改修においては、公園利用者の増加を目指し、子どもから高齢者までの全ての市民の憩いの場・遊び場・健康づくりの場等、地域の特性やニーズに応じた機能拡充を図る。
- ・都市公園の整備が困難な地域においては、広場やポケットパーク²の整備を進める。
- ・景観形成上重要な都市公園については、景観施策と連携し景観重要公共施設としての位置づけを検討し、積極的な緑化を進める。
- ・野鳥や昆虫等の生物の生息地・生育地として配慮した植物管理を行うとともに、樹種選



定にあたっては、地域住民や専門家等で組織する（仮称）樹種選定検討委員会を立ち上げ、各種事業等において相応しい樹種を選定する。

- ・ボランティア団体や民間活力の利活用等により、定期的な公園の維持管理を行う。また、台風通過後等は必要に応じて臨時的な点検を行う。
- ・市民協働による公園緑化及び環境美化を進めるため、地域住民や公園利用者等が公園の維持管理に参加できる公園愛護団体登録制度やアダプトプログラム（里親制度）等を創設し活用を図る。
- ・公園の維持管理によって発生する刈草や落ち葉、剪定枝については、堆肥化等の「みどりのリサイクル」を図る。
- ・公園パトロール隊等、地域住民による見回り体制づくりを支援する。
- ・子ども達が工夫しながら自由に遊びをつくるプレーパーク³等の魅力的な公園利用のあり方を検討する。

1 借地公園制度：平成16年（2004年）の都市公園法改正により、借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確化したため、借地公園の活用が回りやすくなった（法第16条第3号）。市は用地を購入する必要が無く、土地所有者は固定資産税等が非課税（無償提供の場合）になるため土地を手放すことなく維持費を抑えられ、双方に利点のある仕組みである。

2 ポケットパーク：道路脇や街区内の空き地等のわずかなスペースを利用した小さな公園又は休憩所のこと。

3 プレーパーク：「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした、子ども達が自由にやってみたい遊びができる遊び場のことで、冒険遊び場とも言う。プレーリーダーと呼ばれる子ども達の見守りや遊び相手となる常駐の大人や、地域のボランティアとともに自主運営しているところが多い。

施策 10 公共施設及び民間施設の緑化

- ・公共施設及び施設周辺は、緑化の先導的モデルとなるような魅力的な緑化を積極的に推進する。特に、接道部や駐車場、エントランス等の市民の往来が多く目につきやすい場所については、緑陰創出等により快適で潤いある空間づくりを進める。
- ・公共施設整備については、既存樹木の保全・利活用等、周辺を含めた自然環境や生態系等の保全に配慮した公共事業のあり方を検討する。
- ・学校や児童館等においては、みどりとのふれあいの場として子ども達や地域住民とともに緑化に取り組む。
- ・庁内関係課や関係機関等、施設管理者としての連携体制の構築を図ることにより、計画の目標水準である緑化率 20%に向けた公共施設緑化を進める。20%を充足している施設は、その維持に努める。
- ・事業者等の緑化促進への取り組みとして、緑化指導や支援制度等の緑化に関する情報提供を行う。
- ・ニガウリ・ヘチマ等によるみどりのカーテンづくりや壁面緑化・屋上緑化等を進める。
- ・緑地が不足している市街地等については、都市緑地法による緑化地域制度の活用を検討する。



施策 11 住宅地の緑化

- ・ 地区計画や緑地協定等の活用により民有地の緑化を推進する。
- ・ 通り会や自治会等による花いっぱい運動や生垣等の接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援を図り、民有地緑化を進める。
- ・ 密集市街地においては、土地区画整理事業等の実施と併せて緑地空間の確保やポケットパーク等の整備を図り、安全性の向上に努める。
- ・ 景観形成上重要な地区等においては、景観施策と連携を図りながら、緑化を誘導する。

基本方針 地域とともに大切にみどりを育てる

【施策方針 みどりを愛する心の育成】

施策 12 みどりに対する意識啓発

- ・ 市内外で環境活動に取り組む NPO 等と連携し、学校や公民館等での環境教育を進める。
- ・ 次世代を担う子ども達のみどりを大切にする心を育むため、学校や地域と連携しながら、子ども会やスポーツ少年団等による緑化活動や清掃活動といった取り組みを進める。
- ・ 市の花サンダンカ¹、市の木リュウキュウコクタン²及び市の花木ユウナ³については、広く市内外へ周知し認知度を高めるとともに、緑化推奨に努め、市のシンボルとしての活用を図る。
- ・ 市民や事業者等が行う緑化活動への理解を深め、その業績を評価するため、緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度を創設する。
- ・ みどりや環境等に関する情報について、市民に分かりやすく楽しい表現を工夫し、広報やホームページ等の多様な伝達手段の活用により提供する。
- ・ みどりの月間等において体験型の自然遊びや生物の観察会等のイベントを開催し、自然の大切や環境問題を考える機会の創出を図る。
- ・ 学校や自治体等において積極的に緑化活動や清掃活動を行い、みどりの重要性を再認識する日として、みどりの日の設定を検討する。
- ・ みどり条例に位置づけられる各項目の円滑な施行及び運用に努める。

1 サンダンカ（山丹花・三段花）：アカネ科の常緑低木。沖縄県の三大名花の1つ。

2 リュウキュウコクタン（琉球黒檀）：カキノキ科の常緑高木。別名クロキ・ヤエヤマコクタン。黒心材は三線の掉に利用される。

3 ユウナ：アオイ科の常緑高木。和名オオハマボウ（大浜朴）。樹皮の繊維が強く敷物や織物として利用される。



【施策方針 みどりを育むための仕組みや体制づくり】

施策 13 緑化活動への支援

- ・これまでの緑化支援の内容や活用状況についての評価・検証を行い、今後の方針を検討する。
- ・助成制度等の構築と活用により、ボランティア団体等の各種緑化団体への支援と人材育成を図る。
- ・緑化に関する相談体制として、造園等の専門家によるアドバイザー制度等の創設を検討する。
- ・EM¹ 1 活性液の無料配布等、EM を活用した環境にやさしいまちづくりへ取り組む。
- ・公園整備や緑化活動への財源としての活用を図るため、みどり基金の創設を検討する。
- ・緑化活動や清掃活動を行う市民団体等に対して、苗木や清掃用のボランティア袋の提供を行う。
- ・緑化活動に必要な水の確保のための手法を検討する。
- ・市民や市内で活動する緑化団体等に対して、各種支援制度の情報提供を図る。
- ・みどり条例の円滑な施行及び運用に努める。

¹ EM : Effective (有用) Microorganisms (微生物群) の略語。琉球大学農学部の高嘉照夫教授が開発した。当初は農業分野向けの土壌改良材であったが、現在では様々な分野で広く使われるようになった。

施策 14 協働・連携体制づくり

- ・市民協働による河川敷、海岸、公園、街路樹等の緑化及び環境美化を進めるため、地域住民や事業者等が維持管理に参加できる仕組みづくりを検討する。
- ・市民・事業者・NPO・行政等へのみどりや環境等に関する情報提供及び情報共有のあり方を検討し、グリーンバンク¹ 1 といった情報ネットワークを構築する。
- ・地域住民や専門家等で組織する(仮称)樹種選定検討委員会を立ち上げ、各種事業等において相応しい樹種の選定や植樹・移植のあり方等を協議・検討する。
- ・NPO や研究機関等の専門家との連携体制を構築し、生物の生息・生育環境の調査等の自然環境保全に寄与するデータの蓄積を図る。
- ・国、県、庁内の各種事業や計画等と連携し、うるま市として総合的かつ計画的な緑化推進に取り組む。
- ・みどり条例の円滑な施行及び運用に努める。

¹ グリーンバンク : 一般家庭・事業所・公共施設等において、引っ越し等により不要となった樹木や草花の情報を、必要な方に提供するシステムのこと。

(3) 重点施策

みどりの将来像『水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じる うるおいのまち』を実現するため、市全体で総合的なみどりの施策に取り組んでいく必要がある。そのため、3つの基本方針のそれぞれに対応した重点施策を設定する。

基本方針 自然と歴史に育まれた貴重なみどりを守る

重点施策 風致地区の指定

本市の西側には石川岳から下原地区の斜面緑地帯、勝連半島南岸の急傾斜地へと連なる丘陵地には斜面緑地が広がっており、本市の骨格となるみどりを形成している。これらの緑地は環境保全、生態系の保護、災害の防止・緩衝、自然景観等の役割を果たしており、本市を特徴づける重要な資源となっているが、開発による減少も危惧されている。

これらの重要な緑地帯の保全を図るため、県及び近隣市町村との調整・連携を図りながら、広域的な視点も踏まえて風致地区指定に取り組む。

基本方針 まちに潤いを与える多彩なみどりをつくる

重点施策 勝連城跡及び伊波城跡の歴史公園の整備

世界遺産である勝連城跡、そして伊波城跡及び伊波貝塚は歴史文化的に貴重な史跡である。高台にある城跡は石垣や石階段が残る風光明媚な場所であり、東海岸を一望できる景勝地となっている。

勝連城跡、伊波城跡及び伊波貝塚については、歴史文化的な環境の保全と併せて、周辺の自然環境や生態系の保全を図りながら、地域の歴史教育の場や景観資源として有効活用できるよう、周辺一帯を含めて誘客性の高い歴史公園としての整備を進める。勝連城跡、伊波城跡及び伊波貝塚の整備にあたっては、歴史的な物語性等を考慮するとともに、自生種を中心に植栽する。

基本方針 地域とともに大切にみどりを育てる

重点施策 (仮称) 緑化ボランティア協議会の設立

緑化活動や美化活動を行っている各種団体・組織の横断的な連携・協力体制として、(仮称) 緑化ボランティア協議会を設立し、相互間の情報共有やマンパワーの構築、活動を通じた市民の親睦の場等の創出を促進する。併せて、環境等の様々な分野の団体等との協力を図る。

協議会が主体となったイベントの開催等、多種多様な取り組みが期待でき、市のみどりづくりのパートナーとして連携を図る。

